

第七十一回 帝國議會院  
衆議院開關稅定率法中改正法律案外二件委員會議錄(速記)第五回

付託議案  
關稅定率法中改正法律案(政府提出)  
(昭和七年法律第四號中改正法律案  
(輸入稅/從量稅率ニ關スル件)  
(政府提出)  
(大正十四年法律第五十一號中改正法律案  
(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)  
(大正九年法律第五十三號中改正法律案  
(關稅法及關稅定率法等ノ朝鮮ニ於ケル特例ニ關スル件)(政府提出)  
(昭和十二年勅令第百三十號(鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件)(承諾ヲ求ムル件))

昭和十二年八月四日(水曜日)午後一時五十

九分開議

出席委員左ノ如シ

會議

渡邊 泰邦君

同日委員山田清君辭任ニ付其ノ補闕トシテ

村瀬武男君ヲ議長ニ於テ選定セリ

出席政府委員左ノ如シ

委員長 山道 裏一君

理事西村金三郎君 理事宮本雄一郎君

理事本田彌市郎君 理事岩瀬 亮君

坂下仙一郎君 高木糸太郎君 武男君

矢野庄太郎君 村瀬 武男君

塙本 三君 松浦周太郎君

山田 清君 盛島 明長君

西川 貞一君 中井 一夫君

松岡 俊三君 行吉 角治君

青山 憲三君 上田 孝吉君

小平 重吉君 井阪 豊光君

野中 徹也君 笠井 重治君

田原 春次君 岡崎 憲君

內務政務次官 勝田 永吉君

內務省地方局長 坂 千秋君

大藏政務次官 太田 正孝君

大藏省主稅局長 大矢半次郎君

大藏書記官 尾關 將玄君

農林政務次官 高橋 守平君

商工省工務局長 小島 新一君

燃料局長官 竹内 可吉君

拓務參與官 伊禮 肇君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ  
開關稅定率法中改正法律案(政府提出)

税ノ從量稅率ニ關スル件(政府提出)

○西村委員 原案ニ付テハ全部之ヲ賛成致  
シマス——西村君

質疑ハ終了致シテ居リマスカラ、是カラ討  
論ニ入りマス、趣旨ハ大體同ジヤウデアリ  
マスカラ付託案全部ニ付テノ討論ヲ希望致  
ガ洵ニ氣ノ毒ナル立場ニアルノデアリマ  
ス、故ニ昭和十三年度カラ是等ノ氣ノ毒ナ  
ル中小漁業者ニ、適當ナル方法ヲ以テ補助

大正十四年法律第五十一號中改正法律案  
(關東州ノ生產ニ係ル物品ノ輸入稅免除  
等ニ關スル件)(政府提出)

鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案(政府提  
出)

付テ附帶決議ヲ致シタイト存ズルノデアリ  
マス、其要旨ハ

政府ハ漁業經營費低減施設費ヲ昭和十三  
年度以降年額三百万圓ニ増額シテ施設ヲ  
擴充シ其ノ中百万圓ヲ下ラザル金額ハ從  
來ノ關稅免除ニ依ル受益者中現行豫算ノ  
機械改造補助ヲ受ケザル中小漁業者ニ補  
助金トシテ交付スベシ

斯ウ云フ附帶決議ヲ致シタイト思ヒマス、  
是ハ只今朗讀致シマシタ文面ニ依ツテ明ナ  
ル如ク、今回ノ關稅ノ改正ニ依リマシテ、  
漁業者ノ經營費低減施設費ハ二百万圓可  
能ナリトスルモ、尙ホ自ラ「ヂーゼル・エン  
ジン」其他ノ施設ヲ爲シ得ザル中小漁業者  
ガ洵ニ氣ノ毒ナル立場ニアルノデアリマ  
ス、故ニ昭和十三年度カラ是等ノ氣ノ毒ナ  
ル中小漁業者ニ、適當ナル方法ヲ以テ補助



豫算一百万圓ニ依ル施設ノミヲ以テ致シマシテハ、到底此免稅廢止ニ依ル中小漁業者ノ打擊ヲ救ヒ、水產業界ノ動搖ヲ防止シ得ズト思ヒマスルガ故ニ、政府ハ只今提出致シマシタ附帶決議ノ趣旨ヲ認メテ、明十三年度ヨリ更ニ有效適切ナル對策ヲ樹立サレシコトヲ條件ト致シマシテ、原案ニ賛成スル者デアリマス、尙ホ他ノ項目ニ付キマシテモ國民經濟ニ與ヘル重大ナル關係ヲ考慮致シマシテ、希望條項ノ遂行ニ十分ノ誠意ヲ以テ當ラレンコトヲ切望スル者デアリマス。

○笠井委員 第一議員俱樂部ヲ代表致シマシテ一言申上ゲマス、礦油ニ付キマシテハ只今西村、岩瀬兩委員カラ提言ノアッタ所ニ賛成致シマス、而シテ先般來申上ゲマシタ新聞紙ノ無稅ニ關シテ、同時ニ印刷用紙モ無稅ニセヨト云フコトヲ私ハ極論致シタノデアリマスガ、今回ハ新聞紙ト同様ニ印刷用紙、其他ノ紙類ヲ無稅ニ致シマスルヤウ之ヲ修正スル動議ヲ出シテ置キマス、之ヲ以テ賛成致シマス。

○田原委員 私ハ修正案ニ對シテ説明ヲ省イテ居ツタノデアリマスガ、政、民、第一議員俱樂部ノ方カラモ附帶決議、希望條項ニ付テ説明ガアツタノデ、私モ修正案ニ對スル説明ヲ簡單ニ加ヘテ置キマス、私ノ方ノ考

ハ、農林對策ノ中ニ二百萬圓ガ計上サレテ居ルコトニ付キマシテハ満足シテ居ルノデアリマスガ、燃料國策ノ遂行ノ上ニ於キマシテ、關稅定率法中改正條項ノ第七條ノ四號ノ二デアリマスル漁業用礦油ノ免稅廢止ヲ必要トシナインデアリマス、是ハ現行法通リデ宜シイト云フ風ニ考ヘテ居リマス、別個ニ二百萬圓乃至三百萬圓ニ依ル農林對策ハ私共モ賛成デアリマスガ、此燃料國策ノ遂行ノ上ニ於キマシテ、漁業用礦油ヲ特ニ削ル必要ハナイト思ヒマス、是非トモ各同僚諸君モ此修正案ニ賛成ヲ願ヒタイ、ソレカラ次ノ修正條項ハ自動車問題デアリマスガ、今日ノ日本ノ自動車ノ製造能力、其質、ソレ等ヲ考ヘマスル時ニ、外來品ノ輸入稅ヲ引上ゲルト云フコトニ付テハ時期尙早ト考ヘマスシ、併セテ日本ノ自動車業ノ今日ノ實情其他ヲ考ヘマスル時ニ、其稅率ヲ引上ゲルコトニハ反對デアリマスカラ修正案ヲ出シタノデアリマス、是非共各員ノ御賛成ヲ得マシテ斯様ニ修正致シタイト思ヒマス。

○山道委員長 ソレデハ討論ハ終リマシタ、是カラ採決ニ入りマスガ、採決ニ入ル

〔賛成者起立〕

○山道委員長 少數デアリマス——次ニ本案ニ賛成ノ方ノ起立ヲ願ヒマス

〔賛成者起立〕

○山道委員長 多數デアリマス——其次ニ

〔賛成者起立〕

○山道委員長 多數デアリマス——前ニ

〔賛成者起立〕

○山道委員長 多數デアリマス——次ニ

〔賛成者起立〕

○山道委



ヲ全部落シテシマフト云フ結論ニハ到達シ  
ナイ、若シ自動車稅ヲ廢メルト云フコトニ  
ナルトカ、或ハ減稅ヲスルト云フヤウナコ  
メナケレバナラヌ、斯ウ云フコトニナッテ參  
リマシテ、入ル所ガ違フノデ其點甚ダ難力  
シイノデアリマス、殊ニ自動車稅ハ御承知  
ノ通リ地方財源トシテ相當廣汎ニ瓦リマシ  
テ、且ツ金額ニ於テモ相當纏ツタ金額ニナツ  
テ居リマスノデ、直チニ中井君ノ御希望ニ  
副ヒマスト云フマデノ言明ヲ此處デ致スコ  
トガ出來ナイコトハ甚ダ殘念ニ考ヘマス、  
併ナガラ御承知ノ通リニ中央竝ニ地方ノ稅  
制ニ付キマシテハ、委員會モ出來マシテ、  
今後近イ内ニ相當ノ根本的ノ検討ヲ進メラ  
レルコトト信ジマスルノデ、サウ云フヤウ  
ナ點ニ付キマシテハ成ベク合理的ニ結末ヲ  
付ケルト云フコトニ對シマシテ出來ルダケ  
ノ努力ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、  
ソレカラ稅金以外ノ自動車業者ニ對シテ便  
益ヲ與ヘルト云フコトニ付キマシテハ、是  
ハ十分考慮致シタイト考ヘテ居ルノデアリ  
マス、例ヘバ道路ヲ良ク致シマシテ「ガソ  
リン」ノ消費ヲ少クスル、自動車ノ損傷ヲ  
少クスルト云フヤウナコトモ十分考ヘルノ  
デアリマスガ、サウ云フ點ニ付キマシテモ

當局ト致シマシテハ出來ルダケ盡力致シマシテ、サウシテ間接的デハアリマスルガ、自動車營業者諸君ノ御負擔ヲ成ベク少クシリタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、サウ云フヤウナ點カラ綜合的ニ此問題ヲ研究シタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス〇中井委員 政務次官ト討論シヨウトハ考ヘテ居リマセヌガ、唯一言ダケ此際申述ベ

ル、丁度國防費ヲ國民全體ガ負擔スルト同ジコトナノデアリマス、此見地カラ致スナラバ、斯ウ云フ數千万圓ノ關稅消費稅ト云フヤウナモノア、業者ノミガソレヲ負擔スルト云フコトハ如何ニモ可哀相デアル、是ハヤハリ國防費ノ一つトシテ、國家全體ガ信致シマス、又此「ガソリン」稅ニ付キマシ考慮スベキモノデアルト云フコトヲ私ハ確

ヒタイ、固ヨリ此議會ハ特別議會デアリスカラ、其餘地ハゴザイマスマイ、隨テノ通常議會マデニハ然ルベキ方策ヲ講ゼラレントヲ切望シテ已ミマセヌ、希望條項ノ第二ノ如キハ是ハ不可能ヲ強ヒルモノデアルト云フコトヲ考ヘマスルガ故ニ、特ニ第一條項ニ付テ政府ノ決心ヲ願ヒタイト云フコトヲ申上ゲルノデアリマス

當局ト致シマシテハ出來ルダケ盡力致シマシテ、サウシテ間接的デハアリマスルガ、自動車營業者諸君ノ御負擔ヲ成ベク少クシタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマスガ、サウ云フヤウナ點カラ綜合的ニ此問題ヲ研究シタイ、斯様ニ考ヘテ居ルノデアリマス〇中井委員 政務次官ト討論シヨウトハ考ヘテ居リマセヌガ、唯一言ダケ此際申述べテ私ノ申スコトハ終リタイト思ヒマス、只今政府委員ハ、「ガソリン」ノ關稅値上ト云フ問題ト、自動車稅ノ問題トハ全然趣旨ヲ異ニスルモノデアルト言ハレタノデアリマス、隨テ其代リ財源ト云フヤウナ關係カラ、一方ヲ上ゲル代リニ他ノ方ヲ無クスルト云、一方ヲ上ゲル代リニ他ノ方ヲ無クスルト云、フヤウナ趣旨ノコトガ、容易ニ出來ヌト云日決定サレタ礦油免稅ノ廢止ニ付キマシテハ、其身代リトシテ補助サルベキモノニハ、水產會ノ補助カラ其事務費ノ補助マデアルノデアリマス、是ガ礦油稅ノ免稅ノ廢止トドンナ關係ガアルノデアリマスカ、ソレヲ考ヘルト、只今勝田次官ノ仰セラレタコトガ事實ニ合ハナイ、承服ノ出來ニ御答辯デアルト云フコトが明デアルト信ズルノデアリマス、何レニ致シマシテモ燃料問題ハ國家全體ガ之ヲヤラナケレバナラヌ問題デア

ル、丁度國防費ヲ國民全體ガ負擔スルト同ジコトナノデアリマス、此見地カラ致スナラバ、斯ウ云フ數千万圓ノ關稅消費稅ト云ルト云フコトハ如何ニモ可哀相デアル、是ハヤハリ國防費ノ一ツトシテ、國家全體ガ考慮スベキモノデアルト云フコトヲ私ハ確信致シマス、又此「ガソリン」稅ニ付キマシテハ數千万圓ニ上ル、其數千万圓ノモノヲ自動車營業者ニ、負擔ヲ輕減セシムル爲ニク僅ナモノデ宜シイノデアリマス、地方稅額一部分デモ輕減シテヤルト云フコトデ以テ、一種ノ社會問題化シテ居ル此大問題ガ解决出來ルト考ヘテ居ルノデアリマス、何レニ致シマシテモ只今ノ次官ノ御答辯ニ付テハ甚ダ不滿ノ點ガ多イノデアリマス、其御言葉ノ誠意ノアル所ハ諒ト致シマスガ、兎モ角モ是デハ餘リ不公平デアル、漁業家ニ對シテハ三百万圓引上ガタガ、直ニ二方ニ三百万圓與ヘル、是デトンヽデアル、自動車營業者ダケガ同ジヤウナ理由デ何等其救濟ノ方法ガ講ゼラレナイト云フコトハ、如何ニモ私ハ政府ノ施設斷ジテ公平デアルト云フコトハ出來ナイト思フノデアリマス、是ハ冷靜ニ一つ内務當局ハ御考ヲ願

ヒタイ、固ヨリ此議會ハ特別議會デアリスカラ、其餘地ハゴザイマスマイ、隨て次ノ通常議會マデニハ然ルベキ方策ヲ講ゼレントヲ切望シテ已ミマセヌ、希望條項ノ第二ノ如キハ是ハ不可能ヲ強ヒルモノデアルト云フコトヲ考ヘマスルガ故ニ、特ニ第一條項ニ付テ政府ノ決心ヲ願ヒタイト云フコトヲ申上ゲルノデアリマス

○岩瀬委員 先程私共提案致シマシタ附帶

決議ニ付テ、太田政務次官ヨリ御同意ヲ得

テ何ヨリニ思シテ居リマス、ソレニ付キマ

シテ農林當局ニ質シテ見タイコトガアリマ

ス……

○山道委員長 農林當局ノ御聲明ヲ御聽ニ

ナッテ質問セラレタ方ガ宜イノデハアリマ

セヌカ

○岩瀬委員 ソレデハ農林當局ノ御聲明ヲ

伺シテカラ質問致シマス

○高橋政府委員 只今御決議ニナリマシタ

附帶決議ノ、明年度ヨリ漁業經營費低減施

設費ノ豫算増額方ニ付テノ御意見ニ付キマ

シテハ、大藏當局ノ言明ノアリマシタ通り

デアリマス、農林省ト致シマシテハ、其中

特ニ中小漁業從業者ニ對スル特別ノ新規施

設ヲ行フ趣旨ノ點ニ付キ篤ト考慮致シマシ

テ、適切ナル方途ヲ講シタイト思フ次第デアリマス

助金トシテ交付スベシ」トアルノデアリマスガ、之ニ付キマシテ吾々ノ仲間ニ於キマシテモ、斯ウ云フ附帶決議ヲシテモ實際ノ施行ハ出來マイトカ云フヤウナ意見ヲ吐ク人ガアリマス、私共ハ農林當局ニ於テハ、必ズ誠意ヲ以テヤツテ吳レルモノト、斯様ニ確信シテ此決議ハ決議シタノデアリマス、今迄ハ往々ニシテ附帶決議ハ單ナル決議ニ終ツテ、實行サレナイモノデアルト云フヤウナコトヲ聞イテ居リマシタガ、此決議ニ限ツテハ必ズ誠意ヲ以テヤツテ吳レル、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ツタノデアリマス、只今政務次官ノ御話ヲ聽キマシテ稍、安心ハ致シタノデアリマスルガ、假ニ機械改造費ガ二百万圓ニ充タナカツタ場合ニハ、其殘リ全部ヲ受益者中デ其補助ヲ受ケナイ人ニ適切ニ均等ニ當ルヤウニヤツテ下サル方法ト御誠意ガアルカドウカ、重ネテ御伺致シタイト思ヒマス

○田原委員 實ハ修正案ガ通ラナケレバ、斯ウ云フ希望條項デ原案ニ贊成ヲシヨウト云フ氣持デ居ツタノデアリマスガ、私ノ不慣ノ爲ニソレヲ言ヒ落シタノデ、希望條項ダケヲ社會大衆黨ノ作リマシタモノヲ朗讀致シマシテ、皆様並ニ政府委員諸君ニ御傳へ致シテ置キマス

○西村委員 委員會ノ今將ニ終ラントスルニ際シテ一言申上ゲタイト思ヒマス、吾々ハ此國家非常時ト國策遂行ノ上ニ於テ、是ナラバ國民全體ニ對シテ適當ナル救濟或ハ援助ノ途デアルトシテ、出來得ルコトト考ヘテ、是ニ於テ希望條件ヲ添ヘ、又附帶條件ヲ添ヘタノデアリマス、附帶條件ニ付テハ既ニ農林大藏兩省トモ代表シテ御言明ニナツカ爲ニ、何事モ申シマセヌ、此希望條件ニ付テハ吾々先程申シタ通り、出來得ル範圍内ニ於テ、國家非常時並ニ國策ノ遂行ノ大切ナルコトヲ知ツテ、ソレデモ是ハ出來ルデアラウト云フコトヲ考ヘテノ希望條件ヲ添ヘタノデアリマス、成ベク吾々ノ意思ニ副フヤウニ願ヒタイノデアリマス、第二ニ補助ト云フコトニ對シテハ、能ク法制上或ハ執行ノ上カラモ疑義ヲ生ズルノデアリマスガ

トニ努力スベシ

三 政府ハ物價騰貴ニ惱ミツ、アル國民

生活ノ實情ニ鑑ミ今後トモ出來得ル限

リ生活必需品ノ輸入關稅ヲ廢滅スルト

共ニ製紙、製糖ノ如キ高率ノ利潤アル

事業ニ對シテハ最早關稅保護ノ必要ナ

申出ガアリマス、既ニ採決ノ後デアリマス

ノデ如何カト思ヒマスケレドモ、折角田原

君ガ大衆黨ヲ代表シテノ希望ノ陳述デアリ

以上デアリマス

○西村委員 委員會ノ今將ニ終ラントスルニ際シテ一言申上ゲタイト思ヒマス、吾々ハ此國家非常時ト國策遂行ノ上ニ於テ、是ナラバ國民全體ニ對シテ適當ナル救濟或ハ援助ノ途デアルトシテ、出來得ルコトト考ヘテ、是ニ於テ希望條件ヲ添ヘ、又附帶條件ヲ添ヘタノデアリマス、附帶條件ニ付テハ既ニ農林大藏兩省トモ代表シテ御言明ニナツカ爲ニ、何事モ申シマセヌ、此希望條件ニ付テハ吾々先程申シタ通り、出來得ル範圍内ニ於テ、國家非常時並ニ國策ノ遂行ノ大切ナルコトヲ知ツテ、ソレデモ是ハ出來ルデアラウト云フコトヲ考ヘテノ希望條件ヲ添ヘタノデアリマス、成ベク吾々ノ意思ニ副フヤウニ願ヒタイノデアリマス、第二ニ補助ト云フコトニ對シテハ、能ク法制上或ハ執行ノ上カラモ疑義ヲ生ズルノデアリマスガ

ウナ意味ニ於キマシテ、中小漁業從業者ヲ機械改造補助ヲ受ケザル中小漁業者ニ補助ヲ云フ金額ニ付キマシテハ、御趣旨ノヤノ機械改造補助ヲ受ケザル中小漁業者ニ補助ヲ云フ金額ニ付キマシテハ、御趣旨ノヤ

○高橋政府委員 御承知ノ通リ二百万圓ハ機械ノ改造費トシテ十箇年計畫デ、全部輕油機關ヲ重油機關ニ直シテ、サウシテ燃料國策ノ趣意ニ副ヒタイト云フ趣意デ立案シ和十三年度以降年額三百萬圓ニ增額シテ施設ヲ擴充シ、其ノ内百万圓ヲ下ラザル金額アルカドウカ、重ネテ御伺致シタイト思ヒマス

○岩瀬委員 只今農林次官ノ御話ガアッテ非常ニ安心致シマシタガ、尙ホ重ネテ御伺致シタコトハ、附帶決議ヲ見マスト「昭和十三年度以降年額三百萬圓ニ増額シテ施設ヲ擴充シ、其ノ内百万圓ヲ下ラザル金額アルカドウカ、重ネテ御伺致シタイト思ヒマス

○高橋政府委員 御承知ノ通リ二百万圓ハノ低落ニ依ル損失ガ甘蔗栽培者ニ轉嫁サル、コトナキヤウ嚴重ニ監督スペシ一、政府ハ今後液體燃料自給策ノ遂行ニ當リ石炭及其他ノ基礎產業ヲ一丸トスル國策ヲ確立スルト共ニ人造石油製造事業ノ採算ヲ「ガソリン」關稅ノ引上ニ依ツテ維持スルガ如キ方策ヲ避クルコ

ス、ドウカ補助ヲ實行サルヽトキニハ農林省ニ於カレマシテモ、世ノ中ニ疑義ヲ生ジナイヤウニ十分注意シテ、此決議ノ實行其他ニ付テ處理シテ戴キタイト云フコトヲ希望シテ置キマス

○上田委員 只今礦油中漁業油ノ關稅免除ノ問題ニ付テハ附帶條件ヲ付シテ、政府モ之ニ同意スルトノ御言明ヲ得タコトハ、私共モ至極結構ト思ヒマスガ、尙ホ本案ガ本會議ニ上程セラレマス際ニ、所管大臣ニ是非トモ御出席願ツテ、更ニ御言明ヲ賜ハランコトヲ委員長ニ希望シテ、政府當局ニ御傳へ願ヒタイト思ヒマス

○山道委員長 上田君ニ申上ゲマス、必ず御趣旨ノ通リニシテ戴キマスヤウニ政府ニ要求致シマス——是デ本案ノ審査ハ終了致シマシタ、連日ニ瓦リマスル委員諸君竝ニ政府委員諸君ノ御熱誠ナル御努力ニ對シテ、深甚ナル謝意ヲ表シマス、是ニテ散會致シマス

午後二時四十五分散會

昭和十二年八月四日印刷

昭和十二年八月五日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社印刷所